

# ブルテン

## 内務長官ケイツ氏の書翰

諸君の大半は軍事上必要として施行された立憲の以前に諸君が個人として賦与されて居る特権を獲得したが、又は近き将来に回復せんとして居る。救済令の解除は余に精進の満足を与へ、我等の國家が世界動亂の渦中に於て特種少数民族に完全な民人の自由回復を教養せしむるは余の務とする處である。

余は諸君が團體的に斯かる認識を得た事を祝福し、センター居住者協会の協力を得て、先づ先づ規則を遵守したる大多數の居住民の忍耐と了解に對し衷心より感謝するものがある。然し兵士以外の一筆の人達は過去三、年前諸氏以上に大きな犠牲を以て来たものである。

救済された全人口の約三分の一のセンターを出所した人達は彼等の居住地以外の所に於て生活の機会を得、社会に同化し幸福な生活を営んで居る事は既に立証されて居る。尚之等三万三千人の人達及び諸君は自由社会進出の機会に遭遇した場合、通知な規則を遵守する人達であらうと國家より認識された事と諸君の子息及び夫が各、戦線に於て去来回の爲に戦ひ其殊勲赫々たる記録は諸君の未夫を祝福し居る事に寄與するものである。是等の人達の報國精神の發露たる勇氣と犠牲的行爲は余の心ならず

思慮ある未人の務と爲し又感謝する處である。種々の理由に依る必要に各センターを一年以内に肉質する爲の發令は諸君の驚愕に堪へざるものではないと思惟す。戦時轉住局並びに内務省は一定の期間内戦線に發動し諸君の地位に満足な援助を與へるものである。

余はセンターの多岐の家族が三、四月以内に再轉住の計画を樹立せしめ人事を希望するものである。現下は戦時産業が活況を極め人的資源の需要は戦時機会を呈して居り、特に斯る機会に諸君の友人や家族が新生活建設に邁進して居るセンターラネバ東部の州に存在するものとの確信するものである。最後は諸君が何処に轉住するに對し、一月前迄に出所する人達には戦時轉住局に諸君の新生活建設に助力を請はるものである。

### 戦時轉住局出所許可

軍部の許可を得たものはセンターより轉住する爲に、又より出所許可を得る必要はない。

### 撤退

軍部より特定区域の立入を禁止される個人的撤退令を適用された者は特定区域以外の地域に再轉住する事が出来る。

### 軍部の許可書

エキヌクレデーで出所を以所する際は軍部の許可が必要である。

### 出所出来る者

センターを出所出来る者は軍部の禁止名簿に記載されて居る者、條件付撤放者及び司法省の命に依り、日本へ進放の宣告を受け抑留されて居る者等である。他の入達は個人の意志に依り出所する事が出来る。諸君を申請した者は、凡そに依り出所を禁止された者、又は凡そに禁止名簿に記載されて居る者で、軍部の禁止名簿に記載されて居る場合は出所し得る。

### 軍部の禁止名簿

軍部の禁止名簿はセンターを出所出来る者の一時的な名簿で拘束さるるか又は出所を許可するが未決なるもので今後区別する爲に作製されたものである。

### 軍部顧問

當國の特定区域の立入を禁止されて居る注意書を受取つたエキヌクレデーで此の拘束の解除を希望する場合は西部防衛司令部に意向の施行を申請し得る申請方法は書翰にて、

(二面は続く)

管理は軍部の撤退令の解消後の戦時轉住局政策を所民に通達する爲に、此のブルテンを発行す。同時にイッキス内務長官の書翰を掲載す



桑港所在の西部防衛司令部に其の旨を通知すること

### 帰國願

敵国外入或は市民で日本へ戦時中帰國したる者は、  
は、  
WRAは斯る請願や其取消は受付けない、WRA  
は帰國願や其取消に依り申請者の資格を云々す  
るものでなく、如何なる政府機関も收容して居  
ると云ふ見地よりそれに対し考慮を併ふもので  
はない。

### 市民権離脱

市民で米國市民権離脱志望は華府の司法省外  
検事総長に其の旨を申請する事、司法省では斯  
るケースを處理し、個人の資格を決定するもので  
ある。検事総長派遣の代表者が市民権離脱に關  
し施行する次回の聽問はセンターにて行はれる。  
市民権離脱は軍部や司法省に依り折留されて居  
るとの理由に依り許可されるものではない。

### 転住計画

出所を許可されて居る者は出所の際、出所手続  
中必要に應じ無期出所願の提出や出所目的地の  
取得及び生計方法の提示等五省路する事が出来  
る。而し出所者の転住計画がWRAの認可無き  
場合は転住手続荷物運送補助費等は支給されな  
い。一旦出所した者は新センター訪問規約に依  
り訪問以外は帰所する事は出来ない。敵国外入  
は聯邦検事移民局及び聯邦調査局の規則を  
遵守し又旅行許可書を取得しなければならぬ。

條件付釋放者及び連放宣告者は先に司法省の認  
可を取得せざるべからず。

### 転住事務所

戦時転住局では近日常中事務所は転住幹施事務所  
を設け、他のセンター居住者に給与される認  
可の転住援助は当所に於ても同様給与される  
此のサービスマン及び新事務所の所在地は後刻詳細  
に宣り発表す。

### 臨時出所

出所を許可された市民で一時的出所を希望す  
る者は所長に申請し許可を得ること。所長は出  
所の性質に基いて許可するが其際、出所及び帰  
所時日並に旅行の目的を記入せるパスを発行す  
る。此のパスも取得出所した者で規定期間内に  
帰還せざる者はセンターの入所を拒絶され今後  
転住手続の支給を停止される。此の特種パスは  
三十日間に限定され敵国外入は此のパス取得に  
司法省の証明を必要とする。  
尚斯るパスに依る旅費は自辨のこと。

### センター間の移動及訪問

他のセンターの訪問は重病や老儀等の特別の  
場合以外に許可されない。但し家族全体の転住  
計画討議のため他のセンター訪問が必要とされ  
る場合には転住幹施官吏の許可を得、申請した  
場合許可される事もある。  
他のセンターへの移動はマイヤー局長の特別  
許可なき限り絶対に許可されないに非ず。

### 外部からの訪問

外部よりセンターを訪問する場合に所長の許  
可を必要とする。

監理部

### 追加事項

撤退令の項にエクスクルデーは一月廿日以前  
には出所出来ない。尚斯る人達の出所を許可す  
る時日は後刻発表す。

### 出所出来ざる者の項

に於ては現在を追加す  
尚エクスクルデーをも含む。